

## 川口市オープンカウンター試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）その他の規程に定めるもののほかオープンカウンターで見積書を徴取する見積合せの試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「オープンカウンター」とは、あらかじめ案件を公開して参加者を募り、一定の資格要件を満たす参加希望者から見積書を徴取し、その者のうちから随意契約の相手方を決定する方法をいう。

(実施対象)

第3条 オープンカウンターの実施対象は、規則第16条各号に掲げる契約の種類（物品購入、備品の修繕及び印刷製本に限る。）に応じてそれぞれ定める額以下の案件のうちから選定する。ただし、次の各号に掲げる案件にあってはこの限りでない。

- (1) オープンカウンターでは周知期間、見積期間等が十分に確保できないもの
- (2) 特定の相手方と契約する必要があるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質等によりオープンカウンターによることが適切でないとするもの

(参加資格)

第4条 オープンカウンターに参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 当該年度における川口市物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者

であること。

(9) 参加しようとする案件の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。

2 前項各号に掲げるもののほか、案件の性質により必要があると認めるときは、地域要件等の資格要件を定めることができる。

(案件の公開)

第5条 オープンカウンターを実施する案件は、川口市ホームページに掲載する。

(質疑応答)

第6条 オープンカウンターに参加しようとする者は、仕様等に関する質疑があるときは、案件ごとに定める期限までに質問書を提出することができる。

2 前項の規定による質問書の提出方法及び質疑に対する回答は、川口市ホームページに掲載する。

(見積書の提出)

第7条 オープンカウンターに参加する者は、案件ごとに定める期限までに見積書を提出しなければならない。

2 前項の見積書の提出方法は、川口市ホームページに掲載する。

(資格の確認)

第8条 市長は、参加者から見積書の提出があったときは、その者に係る第4条に規定する資格要件を確認するものとする。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 提出期限後に到達した見積書
- (2) 第4条に規定する資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (3) 首標金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字、記載もれ等により意思表示が不明瞭である見積書
- (5) 同一の案件において同一人がした2以上の見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 市長は、第4条に規定する資格要件を満たし、かつ有効な見積書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格で見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該決定から契約締結までの間に第4条に規定する資格要件を満たさなくなったとき又はオープンカウンターに関する条件に違反していることが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。この場合の契約の相手方は、次順位者（その者が2者以上あるときは前項の規定の例により決定した者）とする。

4 オープンカウンターの実施により、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な見積書を提出した者がいないときは、オープンカウンターを終了する。

5 前項の規定によりオープンカウンターを終了したときは、予定価格を超える金額で最低の価格を提示した者と価格の交渉を行うことができる。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンターの結果は、川口市ホームページに掲載する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンターの試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から実施する。